

大船渡市懲戒処分等の公表基準

(趣旨)

第1 この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に違反する行為により、職員の懲戒処分等を行った場合の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する処分の種類)

第2 公表する処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 法第29条第1項の規定に基づく免職、停職、減給又は戒告の処分を行った場合
- (2) 法第28条第2項第2号の規定に基づく刑事休職の処分を行った場合

(公表の内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 処分事由
- (2) 処分内容
- (3) 処分者の氏名（酒酔い運転等社会的影響が極めて大きい場合）
- (4) 被処分者の職位
- (5) 被処分者の年齢（何十代）
- (6) 処分件数

(公表時期及び公表方法)

第4 公表方法及び公表時期は、次のとおりとする。

- (1) 公表は、年2回（4月から9月までと10月から翌年3月まで）市広報及び市のホームページに掲載する。
- (2) 社会的影響の大きいものについては、報道機関に公表し、処分後の直近の市議会に報告するものとする。

(補則)

第5 この基準により難しいものの取扱いについては、その都度別に定める。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月15日から施行する。